

各 校 園 長 様

教 育 長
こども青少年局長

5類感染症への移行後の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症について、学校園におかれては、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」等に基づいて、感染症拡大防止のため日々適切な対応にご尽力をいただいているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなり、別添写しのとおり、文部科学省より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」がありました。

つきましては、本市におきましても、国の通知の趣旨を踏まえ、5月8日以降の5類感染症への移行後の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について、次のとおりとしますので、学校園における感染症対策の見直しを行い、幼児児童生徒が安心して充実した学校園生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いいたします。

なお、令和4年4月26日付け教委校第20号で告示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第8版）」については、5月8日以降、廃止いたします。別添の文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参考に取組をお願いいたします。

また、5類感染症への移行に伴う主な内容について、保護者の皆様へご理解・ご協力いただくため、別添の「通知文例」をご参照のうえ配付いただくようお願いします。

今後の感染状況によっては、改めて対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 家庭との連携による幼児児童生徒の健康状態の把握
<u>（毎日の体温チェック・提出は不要。）</u>・ 適切な換気の確保・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導 |
|--|

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。

これまでも告示しているとおり、学校（幼稚園）教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食等の場面においては、「黙食」は必要ないこと。

○ 地域や学校園において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・ 幼児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

等の措置を一時的に講じることが考えられること

2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

○ 幼児児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること。幼稚園においても同様の扱いが可能であること。

○ 出席停止等の取扱いに関する詳細については、令和5年5月1日付け教委校第19号、こ青第232号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を参照すること。

○ 学校園の臨時休業等については、幼児児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。

臨時休業等の基準、申請方法等については、令和5年5月1日付け事務連絡「かぜ様疾患等並びに感染性胃腸炎等による休業（全部又は一部）の申請方法について」を参照すること。

なお、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認した場合の各教育ブロック及等び給与・厚生担当への報告は廃止とする。

（参考）

令和5年5月1日付け事務連絡「かぜ様疾患等並びに感染性胃腸炎等による休業（全部又は一部）の申請方法について」（抜粋）

【感染症発生時の臨時休業等の基準】

1 感染症発生時の休業(全部又は一部)の基準

(1)学級の休業

当該学級において、感染症に罹患した児童生徒等がおおよそ5人(在籍者数の約15%から20%)に達したときを一応の基準として、学級休業を実施する。ただし、特別支援学級、小学校低学年、幼稚園等においては、状況に応じて患者発生を確認した段階で学級休業を検討する。

(2)学年の休業

当該学年において、学級を超えて広範な感染が認められる場合、学年休業を実施する。

(3)学校園の休業

当該学校園において、学年を超えて広範な感染が認められる場合、学校園休業を実施する。
上記(1)(2)(3)の期間については学校園医と相談すること。